



## 死因贈与契約の一部撤回と「相続の開始があったことを知った日」

～無申告加算税の全部取消し～

相続税の申告書は、その相続の開始があったことを知った日の翌日から10月以内に提出しなければなりません(相法27①)。今回は、書面によらない死因贈与契約に基づき、財産を取得した場合の「相続の開始があったことを知った日」について判断した裁判例をご紹介します。

(平成25年6月4日公表裁決・全部取消し・TAINSコード：J91-4-12・国税不服審判所HP)

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

### <事案の概要>

被相続人は、平成21年1月〇日(推定)に死亡し、その従妹である審査請求人(以下「請求人」という。)は、同年2月19日、警察から連絡を受けたことにより被相続人の死亡を知りました。請求人は、死因贈与契約により被相続人の全財産の権利を取得したとして、平成22年3月23日、相続人(被相続人の兄の子)及び金融機関を被告とする所有権移転登記手続等請求訴訟(本件訴訟)を提起しました。本件訴訟は、平成23年12月〇日、訴訟上の和解(本件和解)により終了し、その和解条項では、死因贈与契約について、被相続人のK銀行g支店の定期預金1億7,000万円のうち8,500万円の範囲において有効に成立し、これを請求人が取得すること、その他一切の財産を相続人が相続することが確認されました。

この事案は、平成23年12月24日、請求人が相続税の申告書を提出したところ、原処分庁が期限後申告であるとして、無申告加算税の賦課決定処分を行ったことから、その取消しを求めて争われたものです。

### <審判所の判断>

不服審判所では、相続税法27条1項の「相続の開始があったことを知った日」とは、自己のために相続の開始があったことを知った日を意味するものと解したうえで、次のとおり判断し、請求人の申告は期限内申告であったと認め、無申告加算税の賦課決定処分の全部を取り消しました。

- ① 和解条項第1項の死因贈与は書面によらないものとみるのが相当であるところ、書面によらない贈与は、その履行が終わるまでは各当事者が自由にこれを撤回することができる(民法第550条)ため、それまでは目的財産は確定的に移転しておらず、いわば法律関係は当事者間で浮動の状態にあるものというべきである。
- ② 本件において、相続人は本件訴訟の訴状の送達を受けて初めて被相続人の死亡を知ったものであることからすると、被相続人と請求人との間で被相続人の全財産に係る死因贈与契約が成立していたとしても、被相続人の死亡後に唯一の法定相続人である相続人が当該死因贈与契約の存在を知れば、これを撤回する可能性が極めて高かったことが推認され、実際、相続人は、本件訴訟に係る答弁書において、主位的に死因贈与契約が不成立である旨を主張し、予備的に死因贈与契約を撤回する旨を主張していた。
- ③ 本件和解の成立前の時点においては、被相続人の全財産を死因贈与により取得したとする請求人の権利は、極めて弱いものであったといえることから、本件和解の成立前において請求人が自己のために相続の開始があったことを知ったものとは認められない。
- ④ そして、本件和解により、請求人は、本件預金についてのみ死因贈与により取得することとなったものであるところ、このことは、相続人が、被相続人がその全財産を請求人に死因贈与する旨の死因贈与契約について、その一部を撤回したものとみるのが相当であり、本件和解により、当該一部撤回後の当該死因贈与契約の履行が確定したと認めるのが相当である。
- ⑤ そうすると、請求人が自己のために相続の開始があったことを知ったのは、本件和解により当該死因贈与契約の履行が確定した日(平成23年12月〇日)というべきである。

……(税法データベース編集室 依田孝子)

◇以上の裁判例について詳細(全文・A4判5頁)が必要な方は、送料実費とも1,500円(税込み)で頒布しますので下記宛ご一報ください。